

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

ご存じですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、役場または年金事務所にお問合せください。

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤（奈）

県税口座振替のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。

県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

【口座振替を利用できる県税】

- ◇自動車税 6月納期分（定期賦課分）
- ◇個人事業税 8月・11月納期分（定期賦課分）
- ◇法人県民税・法人事業税（地方法人特別税を含みます。）
中間申告分および確定申告分（期限内申告分に限りませ。）
- ◇軽油引取税 特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除きます。）

【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印をご持参のうえ、最寄りの取扱金融機関または地域県民局県税部にお申込みください。申込用紙は各窓口にて備え付けてあります。

【申込期限】

- ◇自動車税... 4月30日(土)
- ◇個人事業税... 8月中旬
- ◇法人県民税・法人事業税、軽油引取税... 申告期限の日

【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、農業協同組合など

【注意事項】

振替日から数日間地域県民局県税部の窓口では振替の確認が出来ませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

【お問合せ】下北地域県民局県税部納税管理課 ☎22-8581 内線203